

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられましたが、所得の低い人や子育て世代に対し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」の支給を行います。

臨時福祉給付金

◆支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されない人(ただし、課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受けている場合を除く)

◆支給額

支給対象者1人につき1万円
※支給対象者の中で次の加算対象者に該当する場合は、1人につき5千円が加算

◆加算対象者

・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者など
・ 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

◆支給対象者

平成26年1月分の児童手当・特別給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

◆対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特別給付の対象となる児童(ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受けている場合を除く)

◆支給額

対象児童1人につき1万円



申請手続き

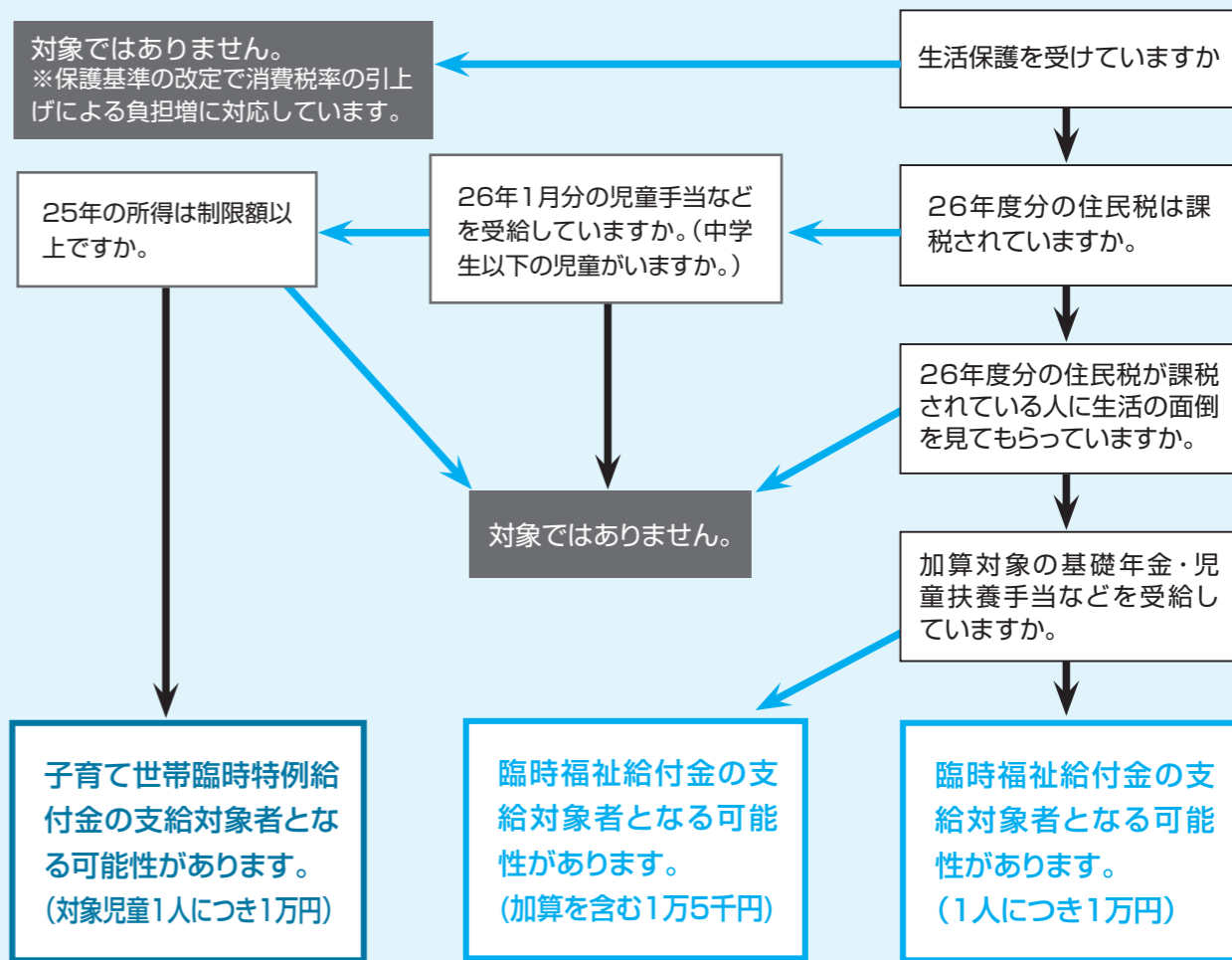
申請先は、平成26年1月1日において、住民登録がされている市区町村です。
氷川町では各給付金の支給対象となる人に対し、該当となる給付金の申請書を6月中旬ごろ送付予定です。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
受付場所	氷川町役場臨時福祉給付金申請受付窓口 宮原振興局総務振興課	町民環境課 宮原振興局総務振興課（まちづくり情報銀行内）
申請時に必要なもの	①臨時福祉給付金申請書 ②認印（シャチハタ不可） ③通帳 ④本人確認の書類（※1） ⑤加算に関する証明（※2）	①子育て世帯臨時特例給付金申請書 ②認印（シャチハタ不可） ③通帳（※3） ④児童手当・特別給付受給状況証明書（公務員のみ）
受付期間	6月16日(月)～12月16日(火)※土・日・祝日を除く	
受付時間	8時30分～17時15分	

- ※1 支給対象者本人を確認できる書類（運転免許証・健康保険証・写真付き住民基本台帳カードなど）が必要です。また、世帯で申し込まれる場合は、支給対象者全員分の書類が必要です。
- ※2 年金証書や各種手当を受けていることが分かる書類の写しが必要です。
- ※3 児童手当の振込口座と異なる口座を希望される場合と公務員の人は必要です。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

給付金に関するQ & A

Q 住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか?
A 次の場合は基本的に住民税が課税されています。
・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
・ 税務課から送付される納税通知書の「町県民税」の項目に課税額が記載されている場合

Q 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引越した場合は給付金の受け取りはどうなりますか?
A 今回の2つの給付金は基準日時点で住民税がある市区町村から支給されます。

Q 具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいだった市区町村にお問い合わせください。
A (例) 1月1日現在はA市に住んでいたが、1月15日に氷川町に引越した場合は、A市にお問い合わせいただけます。

児童手当・特別給付現況届の提出について

現在、児童手当・特別給付を受給されている人は、毎年6月中に現況届を提出する必要があります。

現況届は、6月1日におけるご家族や加入保険などを確認し、現況を確認するためのものです。
なお、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が差し止めとなり、受給できなくなりますので、ご注意ください。
◆提出期限 6月30日(月)
◆提出場所
・ 町民環境課
・ 宮原振興局総務振興課(まちづくり情報銀行内)

◆提出書類
①児童手当・特別給付現況届
②課税情報の確認に係る同意書

③認印(シャチハタ不可)
④健康保険証の写しまたは年金加入証明書(国民年金以外の加入者のみ)
⑤平成26年1月2日以降に氷川町に転入された人は、前住所地の市町村が発行する平成26年度児童手当所得証明書(または課税証明書)
⑥養育する児童と別居している場合は、対象児童がいる世帯全員の住民票



臨時福祉給付金に関するお問い合わせ先
健康福祉課福祉係
☎52・5852(直通)

子育て世帯臨時特例給付金および児童手当・特別給付現況届に関するお問い合わせ先
町民環境課町民環境係
☎52・5851(直通)

⑦その他、必要に応じて提出する書類がある場合があります。
今年度の現況届の受け付けは、子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きに併せて行います。
現況届の提出が必要な人で、かつ子育て世帯臨時特例給付金の支給も対象となる人は、両方の書類を同封して6月中旬ごろ送付します。